

(事業の目的)

第1条 有限会社ライフサーブが開設しニコニコ介護サービス（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業等」という。）の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ニコニコ介護サービス
- 2 所在地 神奈川県小田原市曾比2446-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 専門相談員 3名（常勤兼務3名）
専門相談員は指定特定福祉用具販売事業等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする（祝日は営業する）。12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定特定福祉用具販売事業等の提供方法)

第6条 指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 販売する福祉用具の特定福祉用具販売計画書及び特定介護予防福祉用具販売計画書を作成し利用者への説明を行い同意を得て交付を行う。
- 4 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 指定特定福祉用具事業等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分

(利用料等)

第8条 指定特定福祉用具事業等の販売を提供した場合の販売費用はカタログの通りとし、当該指定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは国が定めた負担割合とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えてから、10キロメートル単位150円
また、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、その実費を徴収する。
(例 窓からの搬入・搬出は各5,000円、 2階への搬入・搬出は各20,000円)
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
 - 一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
 - 二 提供した指定特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - 三 領収書
 - 四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施は、小田原市、南足柄市、大井町、開成町の地域とする

(衛生管理等)

第10条 すべての従業者は定期的に健康診断を行い健康管理、清潔の保持に努めます。また、事業所の設備、備品等を清潔にし衛生管理に留意します。

(緊急時の対応)

第11条 サービス提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医救急機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡をします。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ライフサーブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する

この規程は、平成27年8月1日から施行する

この規程は、平成28年3月1日から施行する

この規定は、令和1年4月1日から施行する